

三原市大和町農山村体験推進協議会規約

(名称)

第1条 この会は、三原市大和町農山村体験推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 協議会の所在地は、会長宅とする。

2 事務局長は、会長が選任する。

(目的)

第3条 協議会は、三原市大和町の自然、歴史、文化、人をとおして、子どもの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支えるための体験活動を支援すると共に、元気な地域をつくることを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 農山村体験プログラム（以下「プログラム」という。）の実施
- (2) プログラムの推進に関する情報の収集、発信、調査研究
- (3) 地域資源を再認識するための調査研究
- (4) 会員の相互の交流
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 協議会の会員は、団体「ふるさと in 大和」、体験施設代表、生活体験ホームステイ代表、三原市大和支所長、三原市地域誌支援員及び三原市地域おこし協力隊で組織する。

2 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、協議会にその旨を届け出なければならない。

3 会員の会費は無料とする。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会 計 1名
- (4) 監 事 1名
- (5) 顧 問 若干名

2 前項の役員は、前条の会員の中から互選によって定める。

3 役員任期は1年とし、再任は妨げない。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

(2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

7 顧問は、事業全般につき意見を述べる。

(総会)

第7条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会の議長は、会長が務める。

3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

4 臨時総会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

5 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

6 会長が必要と認めるときは、総会に会員以外の者の出席を求めることができる。

(議決)

第8条 総会は、会員の過半数の出席により成立する。

2 総会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 年度事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 年度事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規定の制定及び改廃に関すること。

(4) その他協議会の運営に関する重要な事項。

3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決すところによる。

(会計)

第9条 協議会に必要な経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年12月25日から施行する。